



Q: 出生届はどこに出しますか？

A: 「出生届」の出生証明書の部分(右側)は出産した病院のスタッフがかり、退院までにスタッフからわたされます。

「出生届」は出産後14日以内に赤ちゃんの名前を決めて、住んでいる場所の市区町村の役所に必ず提出してください。届け出のときには母子手帳と印鑑(はんこ)が必要です。出産育児一時金は、入っている健康保険の手続きをすればもらえます。

Q: 出産育児一時金とは何ですか？

A: 出産育児一時金とは、健康保険に入っている場合にもらえるおかねのことです。

妊娠4ヶ月(85日)以上で出産したあとにももらえます。金額は、ひとりの赤ちゃんにつき、だいたい50万円です。(2023年)

手続きは、はいっている健康保険によってちがいます。健康保険組合、または会社の担当の人にきいてください。妊娠のとちゅうで健康保険をかえるときも、かならずきいてください。

Q: Куди подавати свідоцтво про народження?

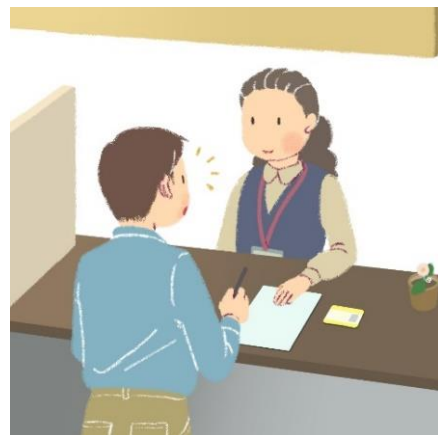
A: Права частина свідоцтва про народження заповнюється робітниками лікарні, в якій проходили пологи, та передається мамі до виписки із лікарні. Визначитися з ім'ям та подати свідоцтво про народження до муніципалітету потрібно обов'язково протягом 14 днів після народження дитини. При собі також потрібно мати печатку і книжку матері та дитини. У системі медичного страхування можна оформити одноразову виплату на пологи та догляд за дитиною.

Q: Що це за одноразова виплата на пологи та догляд за дитиною?

A: Це гроші, які можна отримати, якщо ви зараховані у системі медичного страхування.

Ця виплата здійснюється на пологи після 4 го місяця (85 днів) вагітності. Розмір виплат на одного немовля приблизно 500,000 йен (2023).

Як подати заяву буде залежати від медичного страхування, до якого ви зараховані. Треба запитати в асоціації медичного страхування або у робітників компанії медичного страхування. Навіть якщо ви змінюєте страхового агента під час вагітності, обов'язково запитайте.



Q: 新生児訪問とは何ですか？

A: 生後28日以内に、母子手帳にはさんであるハガキ(新生児訪問依頼書)をだしましょう。そうすると、保健師や助産師が家にきてくれて、ママと赤ちゃんのからだのチェックをします。



Q: 何で訪問するの？

A: 入院後28日以内に、母子手帳にはさんであるハガキ(新生児訪問依頼書)をだしましょう。そうすると、保健師や助産師が家にきてくれて、ママと赤ちゃんのからだのチェックをします。



Q: 赤ちゃんをつれていける場所がありますか？

A: 赤ちゃん和妈妈が一緒にあそべる場所や専門のスタッフに相談できる場所があります。「ひろば」「センター」「児童館」の3つの種類があります。くわしくは、すんでいるところの役所にきいてみましょう。

■ひろば

赤ちゃんのことで気になること、不安なことについて、相談できます。赤ちゃんを育てたことがあるスタッフがあります。だいたい、週に3日以上開いています。ほかのママと話をしたり、友だちになったりできます。

■センター

「ひろば」と一緒に、赤ちゃんのことで気になること、不安なことについて相談できます。ここでは、保育士や看護師などの専門家がいますので、知りたいことが聞けると思います。週に5日以上開いています。

■児童館

赤ちゃんのための遊びのプログラムがあります。ほかの赤ちゃんとも一緒に遊ぶことができます。赤ちゃんだけでなく、小学生、中学生、高校生も自由に来ることができます。赤ちゃんを育てたことがあるスタッフがあります。週に3日以上開いています。

Q: どの場所にも連れていけるの？

A: あります。施設によっては、赤ちゃんを連れていける場所があります。詳しくは、すんでいるところの役所にきいてみましょう。

■ 広場

ここでは、赤ちゃんを連れていける場所があります。詳しくは、すんでいるところの役所にきいてみましょう。

■ センター

ここでは、赤ちゃんを連れていける場所があります。詳しくは、すんでいるところの役所にきいてみましょう。

■ 児童館

ここでは、赤ちゃんを連れていける場所があります。詳しくは、すんでいるところの役所にきいてみましょう。